

滋 子 青 第 2695 号
令和4年(2022年)12月27日

滋賀県子ども若者審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

「(仮称)子ども基本条例」の策定について(諮問)

子どもは次代を切り拓く存在であり、私たちの希望です。今こそ、すべての子ども一人ひとりが尊重され、年齢や発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、安全・安心な環境の中で愛されて育ち、自らの夢や志に向けて学び成長していくことができる社会づくりが求められています。

本県ではこれまでから、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を進めてまいりましたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化しています。本年6月にはこども基本法が制定され、子ども政策への関心も高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要です。

県民の皆さんから親しまれ、愛されているびわ湖のように、子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を、今の時代にふさわしい新たな条例の策定を通じ、県民の皆さんと思いを共有しながら実現していきたいと考えています。

そこで、「(仮称)子ども基本条例」の策定について、滋賀県附属機関設置条例第2条(平成25年滋賀県条例第53号)に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、審議にあたっては、福祉、教育、医療、保健、療育など子どもに関わる幅広い分野の関係者の参画を得るとともに、条例の思いが子どもたちに届くよう、子どもの目線で、子どもの声を取り入れながら、子どもに分かりやすい内容に御配慮をお願いします。